

## 規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「医幹」の下に「、医療経営管理幹」を加え、「、企画技術幹」を削る。

別表第一専決事項の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第六十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第五十八条第一項」を「第七十六条第二項」に改め、同号専決事項の欄1中「第八条第一項及び第九条第一項」を「第十四条第一項及び第十五条第一項」に改め、同欄2中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同表自動車税事務所長の項第二号専決事項の欄中「第二十三条第十項」を「第三十五条の二十第十項」に改め、同表環境管理事務所長の項第十三号事務の種類の欄中「。」の下に「及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、同号委任事務の欄1中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に「、特定解体工事元請業者」を加え、「又は」を「、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を、「適正化の」の下に「実施の」を加え、同欄2中「第一種フロン類引渡受託者又は」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を加え、同号専決事項の欄中34を35とし、同欄33中「第四十九条第七項」を「第四十九条第八項」に、「又は」を「、」に改め、「第一種フロン類充填回収業者」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を加え、同欄33を同欄34とし、同欄32中「第四十九条第六項」を「第四十九条第七項」に改め、同欄32を同欄33とし、同欄31中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改め、同欄31を同欄32とし、同

欄30の次に次のように加える。

31 法第四十九条第五項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をするこ  
と。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十三号専決事項の欄に次のように加える。

36 法第九十三条第二項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めること。

37 施行規則第四十八条の三第一項第三号の規定に基づき、第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しないことについて、やむを得ないと認めること。

38 施行規則第四十八条の六第三号の規定に基づき、引取り等の際してのフロン類が大気中に放出されるおそれがないことについて、やむを得ないと認めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄中16を18とし、15を17とし、14を15とし、その次に次のように加える。

16 法第四十九条第二項の規定に基づき、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄13中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「第十一条第一項」を「第十一条第一項本文」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄中11を12とし、同欄10中「または」を「又は」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄9中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第十一条の二第二項又は第二項の規定に基づき、浄化槽管理者から提出された使用の休止の届出又は使用の再開の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号委任事務の欄に次のように加える。

19 法附則第十一条第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

20 法附則第十一条第二項の規定に基づき、同条第一項の助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

21 法附則第十一条第三項の規定に基づき、同条第二項の勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十六号専決事項の欄を次のように改める。

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 法第四十九条第一項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成すること。 |
| 2 法第五十三条第三項に規定する身分を示す証明書を交付すること。 |

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十八号専決事項の欄1中「6」を「5まで」に改め、同項第二十一号委任事務の欄2中「同条第四号各号」を「同条第四項各号」に改め、同表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄9中「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、同表保健所長の項第十三号専決事項の欄12中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同項第三十一号事務の種類の欄中「法」という。）」の下に「、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下この項において「改正法」という。）」を加え、同号委任事務の欄4中「第二十五条の七」を「第三十一条」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号専決事項の欄5中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、「又は」の下に「同条第一項第一号から第三号まで（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる」を加え、同欄6中「第二十五条の八第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同欄7中「第二十五条の八第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同欄8中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同欄中12を23とし、同欄11中「第二十七条第一項（法第三十二条第三項）」を「第六十一条第一項（法第六十六条第三項）」に改め、同欄11を同欄18とし、その次に次のように加える。」

19 改正法附則第二条第五項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状態若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

20 改正法附則第二条第六項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

21 改正法附則第三条第三項の規定に基づき、報告をさせ、又は職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

22 改正法附則第三条第四項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄10中「第二十

五条の九第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同欄10を同欄17とし、同欄9中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同欄9を同欄16とし、同欄8の次に次のように加える。

9 法第三十四条第一項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十四条第一項に規定する者に対し、喫煙専用室標識等を除去し、又は喫煙専用室の供用を停止することを勧告すること。

10 法第三十四条第二項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった旨を公表すること。

11 法第三十四条第三項（改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、法第三十四条第三項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

12 法第三十六条第一項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙目的室標識等を除去し、又は喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告すること。

13 法第三十六条第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、喫煙目的室標識等を除去し、又は喫煙目的室の供用を停止することを勧告すること。

14 法第三十六条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった旨を公表すること。

15 法第三十六条第四項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十一号専決事項の欄に次のように加える。

24 改正省令附則第二条第七項の規定に基づき、喫煙可能室設置施設の変更に係る届出を受理すること。

25 改正省令附則第二条第八項の規定に基づき、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたことに係る届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号委任事務の欄1中「第四項」を「第三項」に改め、同欄4中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に、「販売事業者」を「販売業者」に改め、「質問させ、」の下に「若しくは」を加え、同欄7中「若しくは第二項」を「又は第二項」に改め、「若しくは提出され」を削り、「、提出された」を「、返納された」に改め、同号専決事項の欄中15を18とし、同欄14中「第三十六条の二及び第三十六条の七」を「第三十六条の二第一

項又は第二項」に改め、「営業」の下に「若しくは研究」を、「輸入業者」の下に「若しくは特定毒物研究者」を加え、「返納され若しくは提出された」を「返納された」に改め、「登録票」の下に「若しくは特定毒物研究者の許可証」を加え、「提出された」を「返納された」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄中12及び13を削り、11を16とし、10を15とし、9を14とし、同欄8中「基づき」の下に「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者」を加え、同欄8を同欄13とし、同欄7中「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同欄7を同欄12とし、同欄中6を11とし、同欄5中「毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者」を「毒物劇物営業者」に改め、「規定に基づく」を削り、同欄5を同欄10とし、同欄4中「第十七条第四項」を「第十八条第三項」に改め、同欄4を同欄9とし、同欄中3を7とし、その次に次のように加える。

8 法第十八条第一項の規定に基づき、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者から報告を徴し、又は当該職員に、これらの者の製造所等の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは毒物、劇物等を収去させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号専決事項の欄中2を6とし、1を2とし、その次に次のように加える。

3 法第七条第三項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の毒物劇物取扱責任者の氏名の届出及び当該届出事項の変更の届出を受理すること。

4 法第九条第一項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を行うこと。

5 法第十条第一項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の氏名又は住所等の届出及び製造所又は営業所の営業の廃止の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十四号専決事項の欄に1として、次のように加える。

1 法第四条第一項又は第三項の規定に基づき、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録又は当該登録の更新を行うこと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号事務の種類の欄中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号委任事務の欄1から4まで、6及び7中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄9中「覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、

「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄10及び11中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄12中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に改め、同欄13中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「当該覚せい剤」を「当該覚醒剤」に改め、同欄14中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄15から18まで、20及び21中「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同欄23中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に改め、同欄24中「第三十条の十三」を「第三十条の十三本文」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄25中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄30中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同欄30を同欄32とし、同欄中29を31とし、同欄28中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄28を同欄30とし、同欄27中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄27を同欄29とし、同欄26中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄26を同欄28とし、同欄25の次に次のように加える。

26 法第三十条の十四第二項の規定に基づき、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者から医薬品である覚醒剤原料の廃棄の届出を受理すること。

27 法第三十条の十四第三項の規定に基づき、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者から医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号専決事項の欄1中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同欄2中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤に」を「覚醒剤に」に、「覚せい剤若しくは覚せい剤」を「覚醒剤若しくは覚醒剤」に改め、同欄3中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第三号事務の種類欄中「昭和五十五年法律第六十五号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号委任事務の欄を次のように改める。

- 1 法第十三条の二第一項の規定に基づき、農業経営改善計画（農業経営を営み、又は営もうとする区域が所管区域外にわたるものを除く。次の2及び3において同じ。）の認定、変更の認定、又は認定の取消しを行うこと。
- 2 法第十三条の二第三項の規定に基づき、市町村の意見を聴くこと。
- 3 法第十三条の二第四項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定又は認定の取消しをした旨を市町村に通知すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第三号専決事項の欄中「農業経営基盤強化促進法」を「法」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>二十四 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第四条第一項又は附則第二条第一項の規定に基づき、農業用ため池の届出を受理すること。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、農業用ため池の変更又は廃止の届出を受理すること。</p> <p>3 法第四条第三項の規定に基づき、農業用ため池に関するデータベースを整備し、当該データベースに記録された事項を公表すること。</p> <p>4 法第四条第四項の規定に基づき、農業用ため池に関する情報の提供を求めると。</p> <p>5 法第六条の規定に</p>	<p>法第七条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと。</p>
------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

---

に基づき、農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

6 法第七条第四項の規定に基づき、農業用ため池の所在地を管轄する市町村長又は農業用ため池の所有者等、農業用ため池から農業用水の供給を受ける者その他の利害関係人からの申出を受理すること。

7 法第八条第一項の規定に基づき、同項に規定する行為の許可をすること。

8 法第八条第三項の規定に基づき、国又は地方公共団体と協議すること。

9 法第九条第一項又は第三項の規定に基づき、防災工事に関する計画の届出を受理すること。

10 法第九条第二項の規定に基づき、計画の変更を命ずること。

---

---

11	法第十条第一項の規定に基づき、特定農業用ため池の所有者等に対し、防災工事の施行を命ずること。
12	法第十条第二項の規定に基づき、法第九条第一項の届出を行った者に対し、計画に従つて防災工事を施行すべきことを命ずること。
13	法第十三条第一項の規定に基づき、施設管理権の設定に関する裁定の申請を受理すること。
14	法第十四条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十四条第一項各号に掲げる事項を公告し、通知すること。
15	法第十五条第一項の規定に基づき、施設管理権を設定すべき旨の裁定をするこ と。
16	法第十六条第一項（法第十七条第四項において準用する場

---

---

合を含む。)の規定に基づき、裁定の申請をした市町村長に通知し、公告すること。

17 法第十七条第一項の規定に基づき、施設管理権の存続期間の延長についての裁定の申請を受理すること。

18 法第十七条第三項の規定に基づき、施設管理権の存続期間の延長についての裁定をすること。

19 法第十八条第一項の規定に基づき、管理の状況に関する報告を求め、又は職員若しくは委任した者に農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせること。

20 法第十八条第二項の規定に基づき、他人の占有する土地に職員又は委任した者に立ち入らせること。

21 法第十八条第三項の規定に基づき、他人の占有する土地に

---

---

立ち入る旨を通知すること。

22 法第十八条第四項に規定する身分を示す証明書を交付すること。

23 法第十八条第七項の規定に基づき、立入りによつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償すること。

24 法第十八条第八項の規定に基づき、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

25 法第二十一条第二項の規定に基づき、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会对し、必要な協力を求めること。

26 法附則第二条第二項の規定に基づき、農業用ため池の変更の届出を受理すること。

27 法附則第二条第三項の規定に基づき、届出がされていない既存農業用ため池について、届出すべき

---



---

---

しくは委任すること。

4 法第六十八条第一項の規定に基づき、非常災害時において、土地の一時使用又は土石等の使用等をすること。

5 法第六十八条第二項の規定に基づき、非常災害時において、災害の現場にある者又は附近に居住する者を防ぎよに従事させること。

6 法第六十九条第二項及び第九十一条第四項において準用する第四十四条第六項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。

7 法第七十条第三項の規定に基づき、損失を受けた者と協議すること。

8 法第七十一条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事の中止等を命ずる権限を行わせるため道路監理員（本庁の職

---

<p>員である場合を除く。）を命ずること。</p>	<p>9 法第九十一条第一項の規定に基づき、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置することを許可すること。</p> <p>10 法第九十五条の二第一項の規定に基づき、公安委員会の意見を聴き、又は事後に通知すること。</p>
<p>二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三条第二項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定し、変更し、又は廃止しようとする場合に、公安委員会等から意見を聴くこと。</p> <p>2 法第四条第二項の規定に基づき、占用の許可の申請を勧告すること。</p> <p>3 法第四条第四項の規定に基づき、占用の許可の申請を却下すること。</p> <p>4 法第十条、第十一条第一項又は第十二</p>

	<p>三 道路交通法（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>
<p>条第一項の規定に基づき、許可をすること。</p> <p>5 法第十五条第一項の規定に基づき、許可に基づく権利の譲渡を承認すること。</p> <p>6 法第十六条第二項又は第十七条第一項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>7 法第十七条第三項において準用する道路法第四十四条第六項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。</p> <p>8 法第二十条第二項の規定に基づき、必要な指示をすること。</p> <p>9 法第二十六条の規定に基づき、許可又は承認の取消し、変更その他必要な処分を行うこと。</p>	<p>1 法第七十九条の規定に基づき、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。</p> <p>2 法第八十条第一項の規定に基づき、道</p>

	<p>四 都市計画法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>	<p>五 土地収用法(以下この項において「法」という。)に関する起業者としての事務</p>
<p>路の維持、修繕等を行おうとするときに、所轄警察署長と協議すること。</p> <p>3 法第一百十条の二第三項の規定に基づき、道路標識等による交通の規制に関して、公安委員会に意見を述べること及び同項ただし書に規定する交通規制の通知を受理すること。</p>		<p>1 法第十一条第三項の規定に基づき、職員を他人の占有する土地に立ち入らせること。</p> <p>2 法第十五条の十四の規定に基づき、説明会の開催その他の措置を講じること。</p> <p>3 法第二十八条の二</p>
	<p>1 法第二十五条第一項の規定に基づき、他人の占有する土地に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせること。</p> <p>2 法第二十六条第一項の規定に基づき、障害物を伐除し、又は土地の試掘等を行うこと。</p>	<p>1 法第十八条第二項第三号の規定に基づき、書面を作成すること。</p> <p>2 法第十八条第二項第四号の規定に基づき、土地の管理者に意見書の提出を求めること。</p> <p>3 法第十八条第二項第五号の規定に基づき、起業地内にある土地の利用に</p>

<p>六 不動産の登記 に関する事務</p>	<p>の規定に基づき、補償等について周知させるための措置を講じること。</p> <p>4 法第三十五条第一項の規定に基づき、土地等の測量又は物件の調査を職員に命ずること。</p> <p>5 法第三十六条第一項の規定に基づき、土地調書及び物件調書を作成すること。</p> <p>6 法第三十六条第二項の規定に基づき、署名押印し、土地所有者及び関係人を調書作成に立ち会わせ、署名押印させること。</p> <p>7 法第三十六条第四項の規定に基づき、市町村長に立会い及び署名押印を依頼すること。</p> <p>8 法第二百二十二条第一項の規定に基づき、非常災害に際し、土地を使用することを市町村長に通知すること。</p>	<p>ついて法令の規定による制限があるとき、当該法令の施行について権限を有する行政機関に意見を求めること。</p> <p>4 法第十八条第二項第六号の規定に基づき、行政機関に意見書の提出を求めること。</p> <p>5 法第十八条第二項第七号の規定に基づき、法第十五条の十四の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面を作成すること。</p> <p>6 法第十八条第三項の規定に基づき、書面を作成すること。</p>
<p>六 不動産の登記 に関する事務</p>	<p>鉄道高架事業の用地若しくは道路の境界を確認し、又はその隣接</p>	

する土地の地積訂正に  
ついて承諾すること。

別表第二地方機関の表総合治水事務所長の項第二号委任事務の欄3中「(省令  
第四条第三項の規定による費用負担に関する協定を締結したものを除く。)」を  
削り、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 省令第四条第三項の規定に基づき、附帯工事に要する費用の全部又は一部  
の負担について、工作物の管理者と協定(費用負担の割合を定め、又は変更  
するものを除く。)を締結すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第一号委任事務の欄14中「機  
関」を「機関等」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第  
十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項第十七号委任事務の欄36  
中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、同欄37中「第三条第八項」を「第  
三条第九項」に改め、同欄38中「第三条第九項」を「第三条第十項」に改め、同  
欄42を削り、同号を同項第十六号とする。

別表第二公の施設の表環境科学国際センター総長の項地域機関の長の欄中「雑草等除去」を「雑草等除去」に改める。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正  
する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号事務の種類欄中「昭和二十三  
年厚生省令第二十三号」の下に「。以下この項において「施行規則」という。」  
を加え、同号委任事務の欄中14から19までを削り、13を16とし、5から12までを  
8から15までとし、同欄4中「食品衛生法施行規則」を「施行規則」に改め、同  
欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 施行規則別表第十七第九号口の規定に基づき、健康被害及び法に違反する  
情報の提供を受けること。

7 施行規則別表第十七第九号ハの規定に基づき、健康被害につながるおそれ  
が否定できない情報の提供を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄中3を4とし、2  
を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品が人の健康に被害を  
生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号委任事務の欄20中「21、23及び  
24」を「18、20及び21」に改め、同欄20を同欄17とし、同欄中21を18とし、20か

ら24までを19から21までとし、同号専決事項の欄10中「食品衛生法施行規則」を「施行規則」に改め、同項第十三号委任事務の欄8中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄10中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に、「犬猫等販売業者の犬猫等」を「動物販売業者等の動物」に改め、同欄11中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同欄12中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同欄中40を44とし、22から39までを26から43までとし、同欄21中「第三十五條第一項ただし書」の下に「（同條第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄21を同欄25とし、同欄中20を24とし、同欄19中「第二十五條第四項」を「第二十五條第七項」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同欄19を同欄23とし、同欄18中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同欄18を同欄22とし、同欄17中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同欄17を同欄21とし、同欄16中「第二十五條第一項」を「第二十五條第二項」に改め、「（犬に起因して当該事態を生じさせている者に限る。以下この項において同じ。）」を削り、同欄16を同欄20とし、同欄中15を18とし、その次に次のように加える。

19 法第二十五條第一項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせている者（犬に起因して当該事態を生じさせている者に限る。以下この項において同じ。）に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄14中「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に改め、同欄14を同欄17とし、同欄13中「第二十三條第三項（法第二十四條の四）」を「第二十三條第四項（法第二十四條の四第一項）」に、「従わない」を「係る措置をとらなかつた」に改め、同欄13を同欄14とし、その次に次のように加える。

15 法第二十四條の二第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすること。

16 法第二十四條の二第二項の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄12の次に次のように加える。

13 法第二十三條第三項（法第二十四條の四第一項において準用する場合を含ま

む。）の規定に基づき、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号専決事項の欄3中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中19を21とし、5から18までを7から20までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又は職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

6 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又は職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項に次の一号を加える。

<p>四十六 食品衛生 法施行条例の一部を改正する条例（令和二年埼玉県条例第十九号）附則第二項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ホ)（同号イ(2)㊦(ホ)の規定により同号イ(1)㊦(ホ)の規定によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、指示をすること。</p> <p>2 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ヌ)（同号イ(2)㊦(チ)の規定により同号イ(1)㊦(ヌ)から(ヴ)までの規定によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、要請をすること。</p> <p>3 旧条例別表第一第一号イ(1)㊦(ル)(i)（同号イ(2)㊦(リ)の規定に</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>より同号イ(1)ㄱ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、指示をすること。</p> <p>4 旧条例別表第一第一号イ(1)ㄱ)ㄷ)ㄱ)同号イ(2)ㄱ)ㄷ)の規定により同号イ(1)ㄱ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、報告をさせること。</p> <p>5 旧条例別表第一第一号イ(1)ㄱ)ㄷ)同号イ(2)ㄱ)の規定により同号イ(1)ㄱ)の規定によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、報告を受理すること。</p> <p>6 旧条例別表第一第二号ハ(4)の規定に基づき、指示をすること。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄中20を21とし、7から19までを8から20までとし、同欄6中「第三十五条第一項ただし書」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄6を同欄7とし、同欄中5を6とし、同欄4中「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」

に改め、「(犬に起因して当該事態を生じさせている者を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同欄1を同欄2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第二十五条第一項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせている者(犬に起因して当該事態を生じさせている者を除く。以下この項において同じ。)に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同欄中5を7とし、4を6とし、3を5とし、2の次に次のように加える。

3 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又は職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

4 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又は職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第十号を次のように改める。

十 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第十四条において準用する法第六条第二項の規定に基づき、届出を受理すること。 2 法第十四条において準用する法第十二条第一項の規定に基づき、報告を受理すること。	
--------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	--

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表病害虫防除所長の項第二号事務の種類の欄中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号委任事務の欄2中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「指定配合肥料の生産業者又は輸入

業者に対し、必要な事項を表示すべき旨を命ずる」を「指定混合肥料について、表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出る」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 令和二年六月一日
- 二 第三条の規定 令和二年六月二十一日
- 三 第四条の規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日